

【オーストラリア】2011年自律的制裁法の改正

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年12月、大量破壊兵器の拡散、深刻な人権侵害、重大なサイバー攻撃等を行った者に対し豪州への渡航禁止や資産凍結等の制裁を科すため、2011年自律的制裁法が改正された。

1 経緯

ロシアの弁護士マグニツキー (Sergei Magnitsky) 氏が、2008年にロシア政府高官が関与した汚職を告発した後に拘束され、翌2009年、拘置施設内で死亡した事件を受け、2012年、米国で「マグニツキー法」(ロシアで人権侵害を行った者に対し、資産凍結や米国への入国を禁止する法律)が制定された。2016年には、同法の適用範囲を拡大し、対象国を限定せず人権侵害等を行った者に入国制限等の制裁を科す「グローバル・マグニツキー人権責任法」が成立した。

豪州では、2020年12月7日、連邦議会外務・防衛・通商合同常任委員会人権小委員会が、報告書「犯罪、腐敗、刑事免責：豪州はグローバル・マグニツキー運動に参加すべきか？」¹を議会に提出し、連邦政府に対し、米国の「マグニツキー法」のような、人権侵害や腐敗行為に対処するための単独の制裁法の制定を提言した。

2021年8月5日、連邦政府は、提言への回答²を公表し、その中で、既存の自律的制裁³の枠組み、具体的には、国別制裁を規定する2011年自律的制裁法⁴(以下「制裁法」)及び2011年自律的制裁規則⁵(以下「制裁規則」)を改正することにより、深刻な人権侵害や腐敗行為等の特定問題を標的にしたテーマ別制裁を新たに導入することに同意した⁶。

2021年12月7日、制裁法を改正するため、2021年自律的制裁改正(マグニツキー型及び他のテーマ別制裁)法⁷(2021年法律第128号。同月8日施行。全4か条、附則1編)が、同年12月16日、制裁規則を改正するため、2021年自律的制裁改正(マグニツキー型及び他のテーマ別制裁)規則⁸(同月21日施行。全4か条、附則1編)がそれぞれ制定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

¹ House of Representatives, Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade, “Criminality, corruption and impunity: Should Australia join the Global Magnitsky movement?,” 2020.12. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/publications/tables/papers/9d3241c0-0583-4629-b127-ee3abfc8b8e7/upload_pdf/JSCFADT_Criminality,%20corruption%20and%20impunity_Report%20December%202020.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22publications/tables/papers/9d3241c0-0583-4629-b127-ee3abfc8b8e7%22>

² “Government Response.” Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Foreign_Affairs_Defence_and_Trade/MagnitskyAct/Government_Response>

³ 武力行使を伴わない懲罰的措置で、豪州政府が外交政策の一環として行う制裁措置のこと。国連安保理の決定を実施するために、国連憲章に基づき国連加盟国に義務的に適用される制裁と区別して、「自律的」制裁と言われる。“Explanatory memorandum, Autonomous Sanctions Amendment (Thematic Sanctions) Bill 2021,” p.1. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1326_ems_2247203f-523a-4b5a-9cb0-e085c56799f6/upload_pdf/JC004234em.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁴ Autonomous Sanctions Act 2011, No.38, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00581>>

⁵ Autonomous Sanctions Regulations 2011, Select Legislative Instrument No.247, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00269>>

⁶ *op.cit.*(2), p.4.

⁷ Autonomous Sanctions Amendment (Magnitsky-style and Other Thematic Sanctions) Act 2021, No.128, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00128>>

⁸ Autonomous Sanctions Amendment (Magnitsky-style and Other Thematic Sanctions) Regulations 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021L01855>>

2 制裁法の改正

(1) 自律的制裁が「国別制裁」及び「テーマ別制裁」であることを規定

第3条の制裁法の主要目的（自律的制裁の実施、自律的制裁の適用に関する情報の収集・流通・利用の促進）の規定（第1項）に、新たに「国別制裁」（第2項）及び「テーマ別制裁」（第3項）の定義を追加し、自律的制裁にはこれら二つがあることを明確にした。

国別制裁は、特定の外国（又はその一部）別に、その国に関して国際的に懸念されている事項（特定物品等の供給・輸入、商業活動等⁹）を規定し、それを行った個人又は団体に制裁を科すものである（第3条第2項）。テーマ別制裁は、国・地域を指定せず、①大量破壊兵器の拡散、②国際的平和及び安全への脅威、③悪意あるサイバー攻撃、④深刻な人権侵害、⑤重大な腐敗行為¹⁰を含む、「良い統治」又は法の支配を損なう行為、⑥国際人道法の重大な侵害、のうち一つ以上の事項を行った個人又は団体を制裁対象とする（第3条第3項）。

(2) テーマ別制裁を科す際の手続

今回の改正により、既存の制裁法第10条第1項～第3項に、新たに第4項～第6項が追加され、テーマ別制裁対象者を指定する際の手続が規定された¹¹。外務大臣が、制裁規則に基づき、テーマ別制裁の対象となる個人又は団体に制裁（資産凍結、渡航禁止等）を科す下位法令を制定する場合には、事前に法務総裁と協議し、書面による同意を得なければならない（第4項）。外務大臣が、第4項で制定した制裁の効果を継続する、又は取り消す別の下位法令を制定する場合、事前に法務総裁と協議し、書面による同意を得ると共に、外務大臣が適切と考える他の大臣と協議しなければならない（第5項）。これらの規定は、テーマ別制裁は国を限定しないため、広く関係閣僚との協議を行い、豪州の外交政策等との整合性や国益への影響を考慮する必要があるために設けられた。

3 制裁規則の改正：テーマ別制裁対象者の要件及び制裁内容の追加

制裁法は、特定目的等のため、個人又は団体に制裁を科すための規則制定について規定する（同法第10条第1項(a)）。これを受け、制裁規則に第6A条が追加された。同条は、外務大臣が、①大量破壊兵器の拡散、②重大なサイバー攻撃、③深刻な人権侵害、④重大な腐敗行為を行った個人又は団体を、「指定対象者又は団体」として指定でき、①～④を行った個人の氏名を、豪州への渡航、入国、滞在を防止する目的で告示できると規定する。③又は④を行った者の近親者（配偶者、成人した子、親、兄弟姉妹等）も、「指定対象者又は団体」に指定することができる（制裁規則第6A条第8項）。個人又は団体が「指定対象者又は団体」に指定された場合、その者との取引は禁止され（同第14条）、また、その者が所有若しくは管理する資産を使用し、又は取引することは禁止される（同第15条）。

「指定対象者又は団体」の指定や、個人の豪州への渡航等禁止に係る告示は、当該指定や告示の効力を継続する措置が取られない限り、効力発生日から3年目に失効する（同第9条）。

⁹ 具体的には、イランやミャンマーへの武器又は関連物資（弾薬、軍用車両・装備品等）の供給（制裁規則第4条）、クリミアからの全物品及びロシアからの武器又は関連物資（同）の輸入（同第4A条）、シリアの石油化学産業に従事するシリアの企業と、個人が合弁事業を営むこと（同第5A条）等がリストアップされている。

¹⁰ 外国公務員が関与する贈収賄、又は外国公務員が自己若しくは他者の利益のために、自己の地位により委託された資産を横領し、又は流用することをいう（制裁規則第3条）。

¹¹ *op.cit.*(3), p.2.